受付番号：

※神奈川県看護協会が記載

**看護研究計画書（看護研究用）**

　　　　　　　　 　　西暦 　 　年　　月　　日作成

|  |  |
| --- | --- |
| １．研究名 |  |
| ２．研究責任者 | 所属： 　　　　　　　　　職名：  氏名：　　　　　　　　　　　　　　会員番号（　　　　　　　　） |
| ３．分担研究者 | １）所属： 　　　　　　　　　職名：  氏名：　　　　　　　　　　　　　　会員番号（　　　　　　　　） |
| ２）所属： 　　　　　　　　　職名：  氏名：　　　　　　　　　　　　　　会員番号（　　　　　　　　） |
| ３）所属： 　　　　　　　　　職名：  氏名：　　　　　　　　　　　　　　会員番号（　　　　　　　　） |
| ４．研究背景  意義  この研究がなされるに至った過程や期待される成果、研究方法の概略について記載する） | １）研究背景  （先行研究及び関連文献の検討結果を含めて記述する）  ２）研究意義 |
| ５．目　的 |  |
| ６．対　象 | １）研究対象者 |
| ２）研究対象者の選定方法  （募集方法・選定基準と除外基準を含めて記述する） |
| ７．研究  プロトコール | １）データの収集方法・内容・手順（利用する試料・資料等）  （調査用質問紙・インタビューガイド・介入プロトコール等を添付する）  ①研究方法  □介入研究　　　　　　□観察研究  ②研究期間  ③研究内容  ④データ収集手順  ⑤データ収集期間  ⑥分析、解析方法 |
| ８．倫理的配慮  8-1.研究による不利益とその対応 | １）研究に参加することによる不利益を最小にする方法  　□不利益を与える可能性はない  　□不利益を与える可能性がある  　　①具体的事項（どのような可能性が考えられるか記述する）    　　②不利益を最小にする方法（どのような方法をとるのか記述する） |
| 8-2.  個人情報の取扱い | １）研究対象者の個人情報の保護（匿名性の確保）の方法  　□収集するデータにその取扱いに配慮を要する個人情報が含まれない  　□収集するデータにその取扱いに配慮を要する個人情報を含む  （該当するものに○をして下さい）  　　　①　（　）氏名  　　　②　（　）生年月日  　　　③　（　）住所  　　　④　（　）電話番号  　　　⑤　（　）個人が特定される番号等（保険証、ＩＤ，マイナンバー等）  　　　⑥　（　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　個人情報の加工の方法およびアクセス者、管理者、管理方法  （どのような方法で匿名化するのか具体的に記述する）  　　加工方法：  　　個人情報にアクセスする人：  個人情報管理者：  管理方法： |
| 8-3.説明と同意 | １）研究計画の説明方法（説明文書を添付する）  　①説明方法  　　□文書を渡す  　　□口頭で説明する（誰が、いつ、どのように説明するのかを記述する）  　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　□電磁的方法（デジタルデバイス、オンライン）を利用する  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  　②説明に関する工夫（わかりやすい説明をするための工夫内容を記述する）    ２）同意を得る方法  　□同意書本人の署名  　□同意書以外の代諾者の著名（理由と選定方針を記述する）  　□調査票の返送による確認  　□包括同意（ホームページ等に掲示）  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ３）途中撤回を保証する方法（どのように撤回するか具体的に記述する）  　□同意撤回書の署名  　□その他（具体的に記述） |
| 8-4.その他 | １）その他（「看護研究・実践・調査報告等の研究倫理チェックリスト」に基づき、配慮すべき倫理的な事項と、配慮の具体的な方法を記述する）  　□その他に配慮すべき事項はない  　□その他に配慮すべき事項がある  　　内容：  　　配慮の方法：  　□倫理チェックリストの全項目を確認した |
| ９．データの扱い | 1）収集したデータの保存方法  　保存期間：  　保存方法：  ２）収集したデータの廃棄方法  　廃棄時期：  　廃棄方法： |
| 10．利益相反 | □無  □有　注） |
| 11．研究費等 | □自費　　□奨学寄附金　　□受託研究費　　□基礎研究費　　　□科学研究費　　　　　　　　　　　　　　□厚生労働科学研究費　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 12．結果の公表予定 | □神奈川看護学会  □その他学会等（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 13．引用・  参考文献 |  |

注）利益相反「有」の場合は、「神奈川県看護協会看護研究倫理審査会」に相談する。